

## 第 42 回 議会改革推進特別委員会

令和 6 年 11 月 26 日 (火)  
10 時 00 分 ～ 時 分  
全 員 協 議 会 室

- 【委 員】 牛尾委員長、西田副委員長  
三浦委員、村武委員、小川委員、布施委員、佐々木委員、田畑委員
- 【議長団・委員外議員】
- 【事務局】 下間局長、松井次長、小寺書記
- 

### 議題

- 1 議会による事務事業評価について
  - (1) 会派での協議結果報告
  - (2) 提出依頼様式の確認
- 2 島根県立大学との連携について
  - (1) 議長への報告内容確認
- 3 政策討論会のあり方について
  - (1) 前回の検討資料及び規程の確認
- 4 その他
  - (1) 委員会活動レポート (Vol.76) の原稿

議会による事務事業評価検討項目（会派へ持ち帰って協議する事項）

(1) 評価シート様式の改善点

(2) 1つの事業の評価意見書作成に必要な時間

(3) 作成した評価意見書の取扱い方法

（例：意見書をまとめて議案として提出、附帯決議へ昇華、…）

(4) 執行部へ提供を求める事項（※参考※小松島市議会）

（例：事業目的、事業内容、事業費の推移、課題、…）

令和4年度小松島市事務事業評価シート							1-7	
■事業の位置づけ（基本事項）						担当課係	企画政策課	企画政策担当
事務事業名	まち・ひと・しごと総合戦略事業 （結婚新生活支援事業・頑張る学生応援産品等発送事業）					事業予算費目		
総合計画上の位置付け	政策	④ みんなで創るまちづくり			款	2 総務費		
	基本目標	4-8 市民参画・協働のまちづくり			項	1 総務管理費		
	基本施策	4-8-2 効率的な行政運営の推進			目	3 まちづくり推進費		
	主要施策	4-8-2-1 効率的な行政運営の推進			事業	3 まち・ひと・しごと総合戦略事業		
■事務事業の概要（PLAN）								
事業の目的	結婚新生活支援、頑張る学生応援産品等発送などの事業に取り組み小松島市まち・ひと・しごと創生総合戦略【第2期】を推進し、人口減少に歯止めをかけることを目的とする。				事業の内容	出会い・結婚・出産・子育て・住まいまで「切れ目ない支援」の中で、結婚に対する取り組みとして、本市で新生活をはじめる方を応援するため、結婚に伴う新生活に係る経費の一部を助成する。また、新型コロナウイルス感染症の影響により生活に不安を感じている本市出身の学生を支援するため、地元産品等を無償で発送する。		
■事務事業の業績・推移（DO）								
成果指標	指標名	単位	実績 R3	実績 R4	目標 R5	目標 R6		
	市外・県外に在住する本市出身の学生				770			
	指標の説明				102			
関連事業費	財源内訳	R3年度決算		R4年度決算		R5年度予算		市民一人あたりのコスト
		事業費	0	1,441,472	6,000,000	R3	0	
		国県支出金		481,000	4,000,000	R4	40	
		地方債				各年度4月1日現在の人口		
		利用者負担・その他				R3	36,670	
	一般財源		960,472	2,000,000	R4	36,124		
■評価（CHECK）								
事業の方向性	<input type="radio"/>	拡充	<input type="checkbox"/>	縮小して継続	判定理由	新型コロナウイルス感染症の位置づけが、「5類感染症」になったことを踏まえ、頑張る学生応援産品等発送事業は廃止とする。結婚新生活支援事業については、助成要件を拡大し、まち・ひと・しごと総合戦略の中で実施する。		
	<input type="radio"/>	改善・効率化し継続	<input type="checkbox"/>	休止・廃止				
	<input type="radio"/>	現状のまま継続	<input type="checkbox"/>	完了				
■改善・効率化の方向性（ACTION）								
今後の課題	出会い・結婚・出産・子育て・住まいまで「切れ目ない支援」結婚・子育て支援を推進していく必要がある。							
今後の方向性	2021年の出生数は過去最少の約81万人となっており、国の予想を上回るペースで少子化が進行している状況であることから、結婚新生活支援（地域少子化対策重点推進交付金）の要件を緩和する方針が国から示されている。							

(5) その他懸念事項

（ 評価事業数 ） ← 運用の詳細がある程度固まったところで協議

※参考※ 本格実施時の想定（令和6年9月試行前）

時期	R7 本格実施
3月中旬	令和6年度に実施した事業の中から事務事業評価を行う事業を全委員で選定し、議長に報告 <del>（所管ごとに2事業程度、合計6事業程度を目安とする）</del>
3月下旬	選定した事業を議長が市に通知し、主要施策等実績報告書への当該事業の掲載を依頼
4月～8月	所管委員会にて、選定した事業を所管事務調査事項として評価につなげるための調査を行う
9月決算審査	事前通告による質疑で当該事業の深掘りを行う
9月下旬	<p>開議前 事前に全委員が事務事業評価シートをデータにて提出し、Sidebooksへアップロードしておく</p> <p><b>【予算決算委員会の審査のまとめの日】</b></p> <p>10:00 予算決算委員会開会、事務事業評価実施方法確認</p> <p>10:10 予算決算委員会は休憩し、総務G、福祉G、産業Gに各委員会室に分かれ、同時に事務事業評価を行う</p> <p>各Gにおいて、これまでの質疑、調査、提出のシートを踏まえ評価意見書を作成する（午前中まで）</p> <p>13:00 予算決算委員会を再開し、各Gから評価意見書を読み上げ、全委員で協議し意見書を仕上げる</p> <p><u>※これまでの附帯決議の協議は必要に応じて行う</u></p>
9月定例会議最終日	本会議において予算決算委員会提出議案として「評価意見書」を提出
翌年3月定例会議初日全員協議会	冒頭に評価意見書に対する当初予算への反映状況等の報告を受ける

委員会提出議案第2号

議会評価意見書の提出について

上記の議案を、小松島市議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

令和5年9月28日

小松島市議会議長 池 淵 彰 殿

提出者 予算決算常任委員会  
委員長 南 部 透

令和4年度事務事業  
議会評価意見書

小松島市議会

## 議会評価意見書①

事業名	1-7 まち・ひと・しごと総合戦略事業 (結婚新生活支援事業・頑張る学生応援産品等発送事業)
議会評価	改善・効率化し継続
<p>【評価説明】</p> <p>出会い・結婚生活のスタートから子育てまで、切れ目のない継続的な支援は必要であり、移住・定住の大きな要因となり得る。</p> <p>本事業は、人口減少に歯止めをかけるべく実施している事業であり、有効な支援策だが、広く周知されていない。市内外への広報の充実が求められる。</p> <p>若者世代に選ばれるまちとして、他市町村との差別化を図り、特化した小松島ならではのものを多く創出できるよう、さらなる取組が必要である。</p>	

## 議会評価意見書②

事業名	1-23 コロナに打ち勝つ免疫力向上事業
議会評価	現状のまま継続
<p>【評価説明】</p> <p>5類感染症への移行後も感染者数の収まりが見えない中、お散歩アプリは健康増進を考える上で、健康志向の高い市民からは好評との声も聞く。</p> <p>しかし、9月10日現在の登録件数は1,495件と、まだまだ利用件数が少ない。周知の徹底と内容のブラッシュアップを図り、マンネリ化しないよう魅力あるアプリにし、アプリ登録件数の増加を図らなければならない。</p> <p>また、本事業の趣旨である免疫力向上に向けた健康指標も定め、検証しながら今後も継続した取組を望む。</p> <p>登録件数が伸びなければ、維持費もかかるため、廃止の検討もしなければならない。</p>	

### 議会評価意見書③

事業名	1-28 津波避難施設整備事業
議会評価	現状のまま継続
<p>【評価説明】</p> <p>令和4年度は、和田島北部地区に整備する津波避難施設の基本計画の作成業務に着手した。今後は、特定避難困難者の早期解消のため、令和6年度に基本設計・実施設計、令和7年度に建設完成のスケジュールを着実に実行することが求められる。</p> <p>市民の命を守るための重要事業であり、ソフト面で避難意識の向上にも努めなければならない。また、建設場所の用地選定などを含め、進捗状況の報告を地域住民だけでなく議会にも求める。</p> <p>また、本市は津波浸水地域が大半を占めており、様々な手法を用いて津波避難施設整備をさらに進めていくべきである。</p>	



## 議会評価意見書④

事業名	3-4 子どもはぐくみ医療費助成事業
議会評価	拡充
<p>【評価説明】</p> <p>子育て世代の経済的負担軽減は非常に重要であり、全国的に18歳未満までの医療費助成制度は普遍的な事業となっていることから、現状のまま継続すべきである。</p> <p>ただし、現在、自己負担となっている1か月に1医療機関につき600円の負担については、国や県、他市町村の動向を注視し、市民の負担軽減について検討する必要がある。</p> <p>今後も財源の確保に努めつつ、事務手続の簡素化を図り、制度の周知や事務の効率化に継続して取り組む必要がある。</p>	

## 議会評価意見書⑤

事業名	3-57 保育所・認定こども園保育料軽減事業
議会評価	拡充
<p>【評価説明】</p> <p>子育て世帯の支援策として、保護者の経済負担軽減のため必要な施策である。</p> <p>市民税課税世帯の0歳児から2歳児の保育料を最大20%軽減する事業だが、子育て世代から選ばれるまちに向け、今後、無償化すべきである。</p> <p>また、事業を拡大すればさらに歳入が減少するため、財源確保に向け取り組まなければならない。</p>	

## 議会評価意見書⑥

事業名	4-37 本港地区活性化事業
議会評価	改善・効率化し継続
<p>【評価説明】</p> <p>本港地区活性化事業は、中心市街地のにぎわい創出において重要であり、コンセプトイメージをさらに明確化し、子育て世代をはじめとするあらゆる世代に応じた空間整備を望む。</p> <p>また、巨額の資金が投入される大規模事業であることから、財政負担の軽減に努めつつ効果的な整備を図る必要があり、民間事業者の参入意欲を促進させる取組が重要である。</p> <p>本市では複数の大型事業が令和8年度から令和12年度に集中することから、実施時期を考えるべきだという意見もあった。</p>	

## 議会評価意見書⑦

事業名	6-9 外部人材活用事業
議会評価	現状のまま継続
<p>【評価説明】</p> <p>学校現場では、様々な分野の専門的な技術や知識を持った方々からの特別授業を受けることにより、新しい学びや大きな感動を得ることができ、自分の生き方や将来を考えるよい機会の創出につながっている。</p> <p>今後においても、必要な場面で授業の依頼ができる体制をつくり、児童生徒に夢と希望を与えられる外部人材の確保に努める必要がある。</p>	

## 議会評価意見書⑧

事業名	6-64 図書館運営事業
議会評価	改善・効率化し継続
<p>【評価説明】</p> <p>市立図書館は小松島市の文化発信の拠点となっていることから、今以上に環境整備が求められる。</p> <p>多様なニーズに応え、あらゆる利用者に対し充実した図書館サービスを提供し魅力的な空間を目指すことが望まれ、開館時間についても社会人が利用しやすい時間設定の検討や、購入図書については専門書や洋書などの充実を図る必要がある。</p> <p>今後は、本港地区再整備において、市立図書館が小松島本港地区活性化の一翼を担う施設となるよう取り進めなければならない。</p> <p>その上で、新たな取組としてIT技術を生かし、海外の大学図書館や公立図書館から論文やデータが閲覧できる図書館整備についての調査・検討を求めるべきという意見もあった。</p>	

## 議会評価意見書⑨

事業名	6-71 新小学校施設整備事業
議会評価	改善・効率化し継続
<p>【評価説明】</p> <p>新小学校の施設整備に当たっては莫大な事業費用が必要とされる中、計画当初より床面積の増加や物価高騰等による事業費の増加が想定されていることから、様々な交付金を調査し歳入確保に努め、計画的かつ効果的に取り組む必要がある。</p> <p>事業手法では、DBO方式を用いた経験したことのない大規模な事業であることから、実施に向けて慎重かつ詳細な分析が求められる。</p> <p>また、事業進捗については議会への報告及び住民説明会を実施しつつ、新たな施設を利用した教育内容についても教育委員会が率先して説明し、進めるべきである。</p> <p>新小学校施設整備については、多くの課題があることから、庁内連絡調整会議において情報共有を図り、教育委員会と市長部局が連携を密にできる組織体制を確立し、課題解決に取り組む必要がある。</p>	

## 令和6年度 浜田市事務事業評価シート

### ■事業の位置づけ（基本事項）

担当課係

事務事業名				事業予算費目			
総合計画上の位置付け	大綱		款				
	施策大綱		項				
	基本目標		目				
	主要施策		事業				

### ■事務事業の概要（PLAN）

事業の目的	事業の内容
-------	-------

### ■事務事業の業績・推移（DO）

成果指標	指標名	単位	目標/実績		目標	目標
	指標の説明		目 標	目 標	R7	R8
				R5	R6	
関連事業費	事業費		R5年度決算	R6年度決算	R7年度予算	市民1人当たりのコスト
	財源内訳	事業費	0	0	0	R5 0
		国県支出金				R6 0
		地方債				各年度4月1日時点の人口
		利用者負担・その他				R5 50,129
一般財源				R6 49,096		

### ■評価（CHECK）

事業の方向性	拡 充	縮小して継続	判定理由
	改善・効率化し継続	休止・廃止	
	現状のまま継続	完了	

### ■改善・効率化の方向性（ACTION）

今後の課題	
令和7年度執行に向けた改善点	

令和 6 年 11 月 日

浜田市議会議長 笹田 卓 様

議会改革推進特別委員会  
委員長 牛 尾 昭

議会改革に関する検討結果について（第 8 回報告）

当委員会で定めました議会改革の検討項目のうち、検討が終了した事項について下記のとおり結果を報告します。

今後、検討結果に伴う事務処理及び必要に応じて全議員への周知または関係する他の委員会等へ通知する等、適切な対応をお願いいたします。

記

**【検討項目】島根県立大学との連携について**

**1 島根県立大学と浜田市議会の包括協定締結の検討**

島根県立大学と浜田市議会による包括協定締結に向けて、島根県立大学関係者と協議を重ねたが、浜田市が締結している「公立大学法人島根県立大学と浜田市の連携協力に関する協定（※）」に浜田市議会も包含されていることから、島根県立大学と浜田市議会の包括協定締結は見送ることとした。

なお、専門的知見の活用について、浜田市議会基本条例第 14 条の 2「議会は、島根県立大学等との連携をはじめ、広く専門的知見の有効活用に努めるものとする。」と定めている。これまで実施してきた島根県立大学との共同研究や意見交換会などをはじめ、必要に応じて今後も連携した取組を進めていくこととする。

※協定に規定されている協力事項

- (1) まちづくりのための連携
- (2) 国際交流推進のための連携
- (3) 人材育成のための連携
- (4) 産業振興のための連携
- (5) 保健・医療・福祉の向上のための連携
- (6) 教育・文化の振興のための連携
- (7) 学術研究のための連携
- (8) その他両者が協議して必要と認める連携

以上



## ○浜田市議会政策討論会規程

平成24年6月4日

議会訓令第2号

(趣旨)

第1条 この訓令は、浜田市議会会議規則（平成17年浜田市議会規則第1号）第107条第4項の規定に基づき、浜田市議会基本条例（平成23年浜田市条例第34号）第12条の規定により開催する政策討論会（以下「討論会」という。）の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(平25議会訓令第2号 一部改正)

(議事の主宰者)

第2条 討論会の議事は、議長が主宰する。

(討論会の開催)

第3条 討論会は、政策討論会幹事会の要請に基づき開催するものとする。

(議事運営)

第4条 討論会の討論の議題を提案した者（以下「提案者」という。）は、討論会において、提案理由等必要な事項を説明するものとする。

2 提案者は、討論会において、議長の許可を得て必要と認める資料を提出することができる。

3 議長は、必要があると認めるときは、議員以外の者を討論会に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(討論結果等の報告)

第5条 議長は、議題の討論が終了したときは、速やかに討論結果等報告書（討論会において取りまとめられた結論及び討論会において出された意見その他討論の過程で明らかとなった課題等（以下「討論結果等」という。）を取りまとめたものをいう。）を全ての議員に配布するものとする。

(討論結果等の活用)

第6条 議会は、討論結果等を次のとおり活用するものとする。

- (1) 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会における政策立案
- (2) 市長その他の執行機関への政策提言
- (3) その他議会における政策形成への反映

(討論会の傍聴)

第7条 討論会の傍聴については、浜田市議会委員会傍聴規程（平成17年浜田市議会告示第1号）の例による。

(記録の作成)

議会は、市政に関する重要な政策及び課題に対して、議会としての共通認識の醸成を図り、合意形成を得るため、政策討論会を開催するものとする。

第8条 議長は、事務局職員に、討論会の概要、出席議員の氏名等必要な事項を記載した記録（以下「討論会記録」という。）を作成させなければならない。

2 討論会記録は、議長が保管する。

（討論会記録の公開）

第9条 討論会記録は、特に秘密を要すると討論会が決定した部分を除き一般に公開する。

（討論会記録の保存年限）

第10条 討論会記録の保存年限は、10年とする。

（その他）

第11条 この訓令に定めるもののほか、討論会の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮り定める。

附 則

この訓令は、平成24年6月4日から施行する。

附 則（平成25年11月1日議会訓令第2号）

この訓令は、平成25年11月1日から施行する。

## ○浜田市議会政策討論会幹事会規程

平成24年6月4日

議会訓令第1号

(趣旨)

第1条 この訓令は、浜田市議会会議規則（平成17年浜田市議会規則第1号）第107条第4項の規定に基づき、政策討論会幹事会（以下「幹事会」という。）の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

（平25議会訓令2・一部改正）

(会長及び副会長)

第2条 幹事会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、幹事会において互選する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(議事の主宰者)

第3条 幹事会の議事は、会長が主宰する。

(討論議題の提案)

第4条 議員は、政策討論会の討論の議題（以下「討論議題」という。）を提案しようとするときは、政策討論会議題提案書（以下「討論議題提案書」という。）にその提案理由、資料等を添え、会長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、会派又は常任委員会、議会運営委員会若しくは特別委員会が討論議題を提案しようとするときは、会派の代表者又は委員長が討論議題提案書にその提案理由、資料等を添え、会長に提出しなければならない。

(討論議題の決定)

第5条 会長は、前条の規定により討論議題提案書の提出があったときは、速やかに会議を招集し、内容を検討し、討論議題とすべきものかどうかを決定する。この場合において、当該決定は、幹事会における全員の一致をもって行うものとする。

(政策討論会の開催要請)

第6条 会長は、前条の規定により討論議題を決定したときは、当該討論議題について政策討論会の開催を議長に要請するものとする。

(幹事会の傍聴)

第7条 幹事会の傍聴については、浜田市議会委員会傍聴規程（平成17年浜田

市議会告示第1号)の例による。

(記録の作成)

第8条 会長は、事務局職員に、会議の概要、出席議員の氏名等必要な事項を記載した記録(以下「幹事会記録」という。)を作成させ、議長に提出しなければならない。

2 幹事会記録は、議長が保管する。

(幹事会記録の公開)

第9条 幹事会記録は、特に秘密を要すると幹事会が決定した部分を除き一般に公開する。

(幹事会記録の保存年限)

第10条 幹事会記録の保存年限は、10年とする。

(その他)

第11条 この訓令に定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り定める。

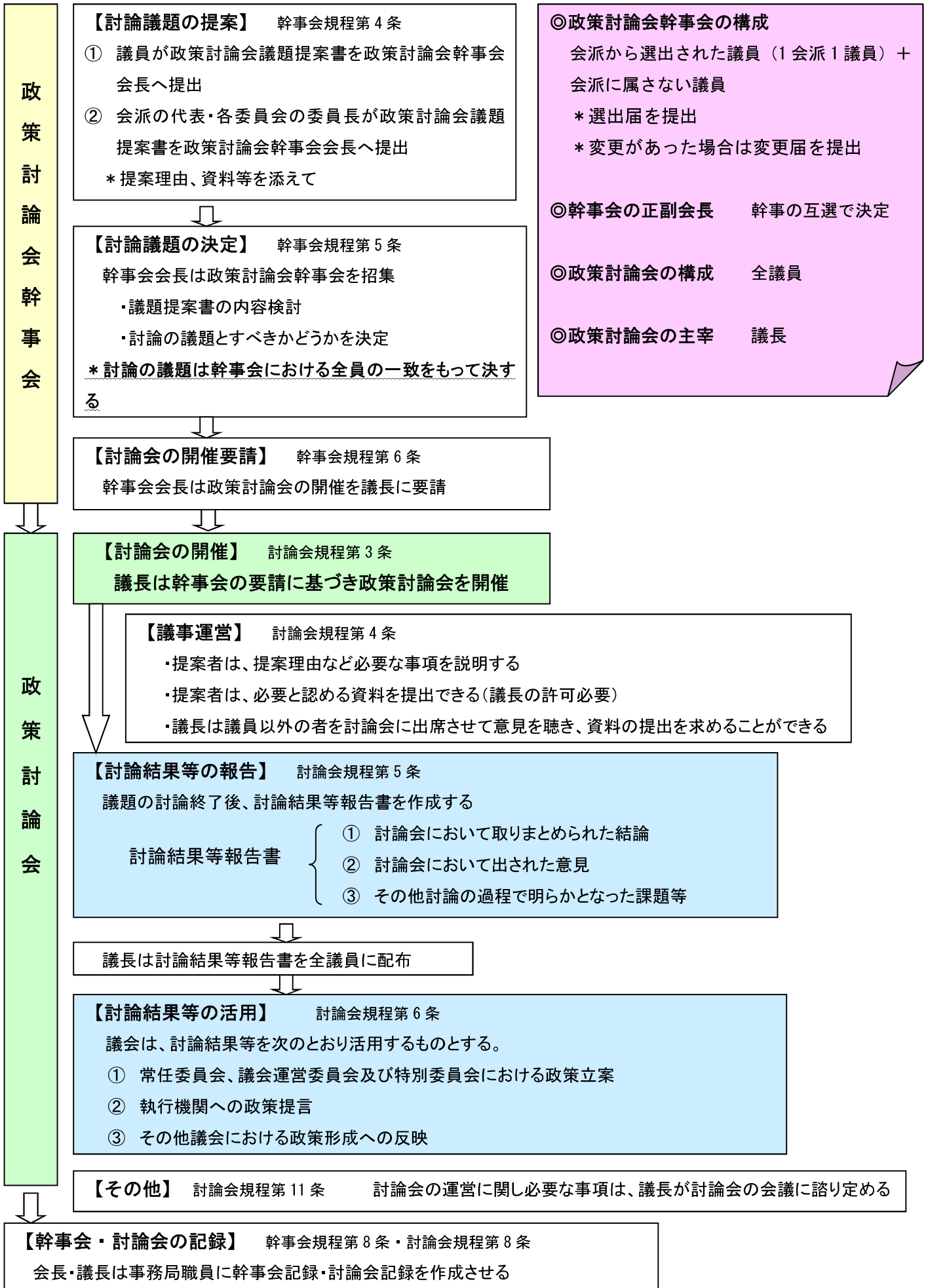
附 則

この訓令は、平成24年6月4日から施行する。

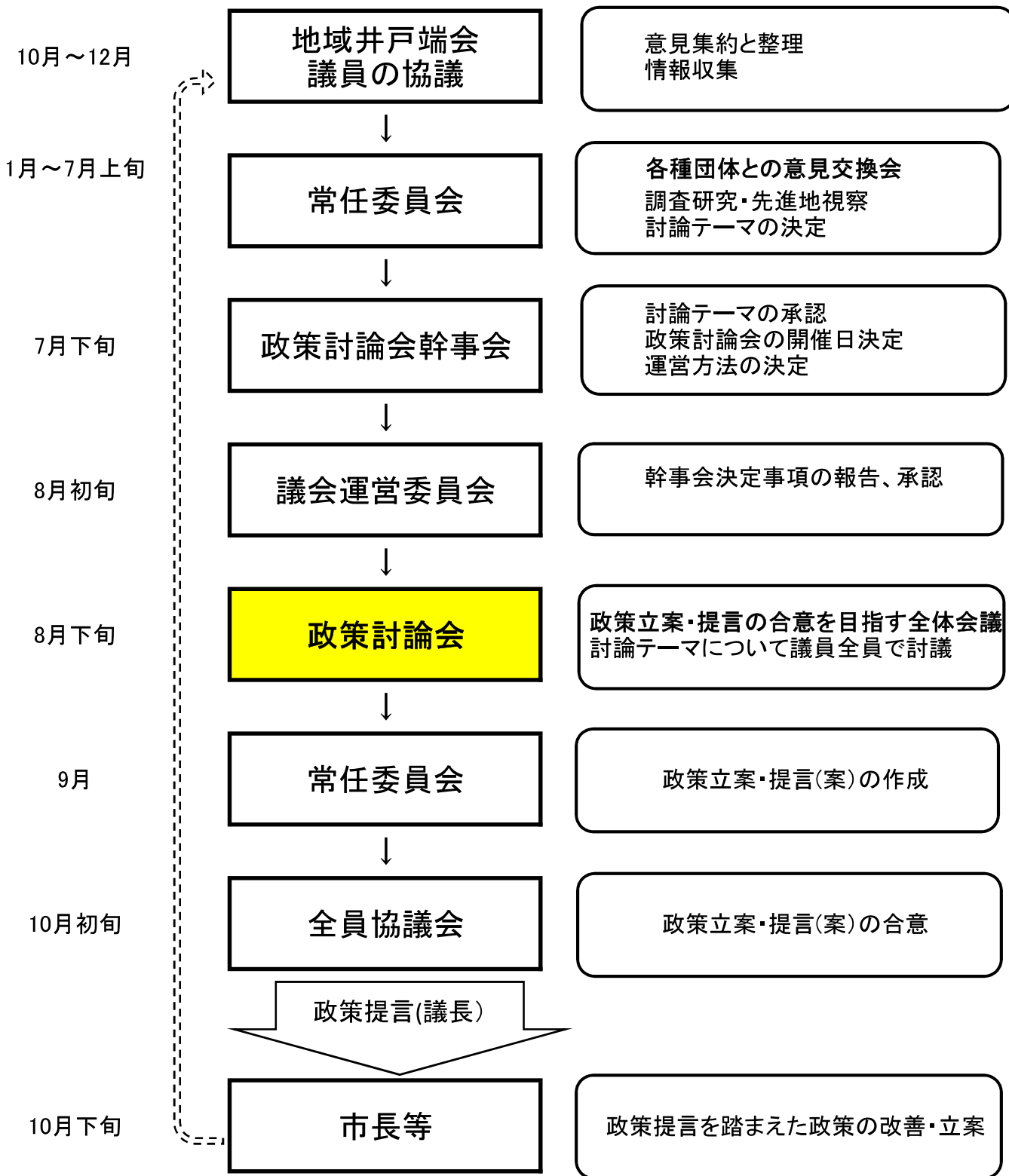
附 則(平成25年11月1日議会訓令第2号)

この訓令は、平成25年11月1日から施行する。

# 政策討論会幹事会・政策討論会のフロー



# 令和元年度 浜田市議会 政策討論会 政策形成フロー図（案）



令和 年 月 日

政策討論会幹事会会長 様

〇〇委員会委員長 〇〇〇〇

会派 〇〇 代表 〇〇〇〇

### 政策討論会議題提案書

浜田市議会政策討論会幹事会規程第4条の規定により、下記のとおり議題を提案します。

#### 記

1. 政策討論会の議題

2. 提案理由

3. 資料など